

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 者 所
日本システムサイエンス株式会社	東京都千代田区平河町2-4-14

2 指名停止期間

全省庁統一資格 役務の提供等

平成27年12月26日～平成28年 3月25日（3ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

厚生労働省発注のマイナンバー制度導入に絡む業務の入札に際し、日本システムサイエンス（株）が受注できるよう便宜を図ってもらった見返りに現金100万円を渡したとして、平成27年10月13日、厚生労働省情報政策担当参事官室の室長補佐が収賄の容疑で逮捕された。

日本システムサイエンス（株）の元社長の贈賄については、公訴時効が成立しているが、贈賄を行った事実が明確であるため、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号（不正又は不誠実な行為）に該当することから、3ヶ月の指名停止を行うものである。

〈参考〉

「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（抜粋）

平成26年12月4日 26林政政第338号 林野庁長官通知

別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
（不正又は不誠実な行為） 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）